

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律事務取扱要領

(平成19年 1 月26日土木建築部長決定)

(令和 3 年 3 月 4 日一部改正)

(令和 7 年 6 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この事務取扱要領（以下「要領」という。）は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第 2 条 建築主等は、法第14条第 1 項に規定する特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとするときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項に規定する確認申請書に高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 7 年度改正版）による「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」を添付して確認申請を行うものとする。

(特別特定建築物に係る基準適合命令等)

- 第 3 条** 法第15条第 1 項の規定により所管行政庁（知事、各土木事務所長及び各支庁長。以下同じ。）が行う命令は、是正命令書（様式第 1 号）により行うものとする。
- 2 命令を受けた建築主等は、速やかに是正計画書（様式第 2 号）を提出し、是正措置を講じたときは、是正完了報告書（様式第 3 号）により所管行政庁に報告しなければならない。
- 3 法第15条第 2 項の規定により所管行政庁が行う要請は、是正に係る要請書（様式第 4 号）により行うものとする。
- 4 法第15条第 3 項に規定する所管行政庁が行う指導及び助言は、特別特定建築物に係る指導及び助言書（様式第 5 号）により行うものとする。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第 4 条 法第16条第 3 項に規定する所管行政庁が行う指導及び助言は、特定建築物に係る指導及び助言書（様式第 6 号）により行うものとする。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第5条 法第17条第1項の規定により特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を申請する者は、申請書類に高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7年度改正版）による「建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト」を添付して認定申請を行うものとする。

2 所管行政庁は、法第17条第1項の認定の申請をする者から、計画の認定申請に併せて法第17条第4項に規定する建築基準関係規定に適合する旨の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出があった場合は、計画の認定申請書に添付された確認の申請書に計画通知書（様式第7号）を添付して、その区域を所管する建築主事（以下「建築主事」という。）あて通知するものとする。

3 建築主事は、様式第8号により所管行政庁あて適合通知を行うものとする。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第6条 法第18条第1項の規定による計画の変更の認定を受けようとする者は、計画変更認定申請書（様式第9号）に省令第8条の表に掲げる図書で変更の前後を明記したものを添付して所管行政庁に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

3 所管行政庁は、計画の変更の認定をしたときは、計画変更認定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（認定建築主等に対する改善命令）

第7条 法第21条の規定により所管行政庁が行う命令は、改善命令書（様式第11号）により行うものとする。

2 法第21条の規定により命令を受けた認定建築主等は、速やかに改善計画書（様式第12号）を提出し、改善措置を行ったときは、改善完了報告書（様式第13号）により所管行政庁に報告しなければならない。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取り消し）

第8条 法第22条に規定する所管行政庁が行う認定の取消しは、認定取り消し通知書（様式第14号）により行うものとする。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第9条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、エレベーター設置特例認定申請書（様式第15号）の正本及び副本に、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項、（ろ）項及び（は）項に掲

げる図書並びに同条第4項の表1の昇降機の項に掲げる構造詳細図をそれぞれ添えて、所管行政庁に提出するものとする。

- 2 所管行政庁は、法第23条第1項の規定による申請について認定をしたときは、申請者に対し既存特定建築物の特例認定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（報告及び立入検査）

第10条 法第53条第3項の規定により報告を求められた建築主等は、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合報告書（様式第17号）により所管行政庁に報告しなければならない。

- 2 法第53条第4項の規定により報告を求められた認定建築主等は、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書（様式第18号）により所管行政庁に報告しなければならない。

- 3 認定建築主等は、認定建築物に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（様式第19号）により所管行政庁に報告しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 法第17条第1項又は第18条第1項の申請をした者が、当該申請を取下げるときは、取下げ届出書（様式第20号）により行うものとする。

（認定建築物の事業の取りやめ）

第12条 認定建築主等は、当該認定建築物に係る事業を取りやめたときは、取りやめ届出書（様式第21号）に省令第10条第2項に規定する通知書（以下「認定通知書」という。）（変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び計画変更認定通知書）及び建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写しを添付して、所管行政庁に届け出なければならない。

附則

- 1 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 沖縄県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律事務取扱要領（平成13年8月8日付け土木建築部長決定）は、廃止する。
- 3 第2条の規定は、この要領の施行の日から起算して6月を経過する日までの間は、適用せず、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定は、この要領の施行後（法第15条第2項に規定する特別特定建築物については、同条同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この要領の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に是正計画書、完了報告書、認定申請書又は届出書を受理したものから適用し、この要領以後の施行の日前に是正計画書、完了報告書、認定申請書又は届出書を受理したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に確認申請を行うものについて適用し、この要領以後の施行の日前に確認申請を行ったものについては、なお従前の例による。